

香川県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県条例第45号**

香川県議会委員会条例の一部を改正する条例  
香川県議会委員会条例（昭和31年香川県条例第26号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" data-bbox="174 587 1077 786"><thead><tr><th>名称</th><th>所管事項</th><th>委員の定数</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>文教厚生委員 員会</td><td>健康福祉部、<u>病院局</u>及び教育委員会に 関する事項</td><td>11人</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	所管事項	委員の定数	略			文教厚生委員 員会	健康福祉部、 <u>病院局</u> 及び教育委員会に 関する事項	11人	略			<p>(常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1171 587 2074 786"><thead><tr><th>名称</th><th>所管事項</th><th>委員の定数</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>文教厚生委 員会</td><td>健康福祉部及び教育委員会に関する事項</td><td>11人</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	所管事項	委員の定数	略			文教厚生委 員会	健康福祉部及び教育委員会に関する事項	11人	略		
名称	所管事項	委員の定数																							
略																									
文教厚生委員 員会	健康福祉部、 <u>病院局</u> 及び教育委員会に 関する事項	11人																							
略																									
名称	所管事項	委員の定数																							
略																									
文教厚生委 員会	健康福祉部及び教育委員会に関する事項	11人																							
略																									

附 則  
この条例は、平成19年4月1日から施行する。